

2024年8月8日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
内閣官房長官 林 芳正 殿

日本国家公務員労働組合連合会
中央執行委員長 九後 健治

2024年人事院勧告の取扱い等に関する要求書

人事院は8月8日、官民の給与較差にもとづき国家公務員の本俸を11,183円、2.76%、一時金を0.1月引き上げるなどの2024年人事院勧告等を国会と内閣に対して行いました。

昨年につづく給与改善勧告となったものの、物価高騰・高止まりが相次ぐもと、中高年層職員においては、物価上昇分にも満たず、生活改善には不十分な額です。また、能登半島地震など、頻発する自然災害への対応をはじめ、国民のいのちや暮らし、権利を守るために日々奮闘する職員の労苦に応えるものにもなっておらず、極めて不満な内容です。

また、勧告には「給与制度のアップデート」として能力・実績主義の強化や、多くの職員が労働条件引下げとなる地域手当・扶養手当が盛り込まれました。こうした不利益変更を含む内容にもかかわらず、人事院は具体案を踏まえて協議する時間の保障はおろか、合理的な理由の説明もなく一方的に勧告したことは断じて認められません。政府として国公労連と誠実に協議することを求めます。

さらには、政府が「同一労働・同一賃金」「均等待遇」をすすめるもとで、常勤職員と同様に職場を支えている再任用職員や非常勤職員の処遇改善も極めて不十分であり、抜本改善が求められています。

国家公務員の賃金は900万人以上の労働者に直接影響し、地域経済にも多大な影響を及ぼします。「景気回復」のためにも、国が先行して生活改善できる大幅な賃金引き上げを実施し、すべての労働者の賃金引き上げにむけた政策を展開することが必要です。

以上のことから、下記の要求事項について、誠意ある回答と対応を強く求めます。

記

1. 2024年人事院勧告・報告等の取扱いについて

- 2024年人事院勧告・報告ならびに意見の申出の取扱いにあたっては、国公労連との交渉に基づく合意のもとで決定すること。
- 官民較差に基づく給与・処遇改善を早期に実施すること。
- 労働条件の引下げとなる地域手当、扶養手当、寒冷地手当の改悪は行わないこと。
- 職場実態に則した両立支援制度の拡充を早期に実施するとともに、十分な制度活用ができるよう職場環境を改善すること。

2. 長時間労働の是正等について

- 長時間労働を是正するため、増員によって業務量に見合った要員を確保すること。
- 客観的な勤務時間管理を徹底し、超過勤務の大幅な縮減と不払い残業を根絶すること。そのうえで、超過勤務の上限を月45時間、年間360時間とし、その徹底をはかること。
- 窓口受付時間設定や、勤務間インターバルの実効性確保にむけて、必要な措置を講じること。

3. 健康・安全確保等について

パワーハラスメントやカスタマーハラスメントなど、すべてのハラスメント根絶にむけて体制の確保など、具体的な対策を講じること。

4. 非常勤職員の適切な処遇の確保について

- (1) 恒常的・専門的・継続的業務に従事する非常勤職員の常勤化・定員化、無期転換制度の導入、更新に係る公募要件の撤廃などで雇用の安定をはかること。
- (2) 非常勤職員の賃金改善、休暇制度の拡充、生活関連手当等を支給するなど労働条件を改善し、常勤職員との不合理な格差を解消すること。

5. 定年引上げをはじめとする高齢期雇用について

- (1) 定年年齢の引上げに伴って必要となる定員・級別定数は十全に確保すること。
- (2) 再任用職員の賃金を大幅に引き上げるとともに、常勤職員と同様の一時金及び生活関連手当等を支給すること。また、暫定再任用制度について、定員・定数の確保をはじめ希望者全員のフルタイム任用を保障すること。

6. 独立行政法人制度等について

独立行政法人等の賃金・労働条件改善に必要な予算を十全に措置するとともに、賃金決定等に対する不当な介入・干渉を行わないこと。

7. 民主的公務員制度と労働基本権の確立について

ILO勧告を真摯に受け止め、早急に国公労連との具体的協議を開始し、憲法とILO勧告に沿った労働基本権の全面回復と民主的公務員制度を確立すること。

以 上